

(別添2)

久留米市被保護者就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法に定める生活保護受給者に対して、就労準備支援事業を実施するために必要な事項を定めるものである。

(事業の目的)

第2条 本事業は、生活保護受給者であって、生活習慣等に問題があり、就労経験がなく、又は求職活動のためのノウハウがないため、直ちに一般就労に就くことが難しい者等に対し、就労意欲の喚起及びその前提となる動機付けを行いつつ、一般就労に向けた基礎能力の形成等、当該生活保護受給者の状態に応じて一般就労に向けた一貫した自立支援を実施することを目的とする。

(事業の実施主体及び事業受託者)

第3条 本事業の実施主体は、久留米市とし、業務の全部を適切な運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人、営利法人等（以下「事業受託者」という。）に委託して実施する。

(委託期間)

第4条 委託期間は、1年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。）単位とする。

(支援対象者の選定方法)

第5条 本事業による支援の対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 生活保護受給者
- (2) ケースワーカー若しくは就労支援員等（以下「ケースワーカー等」という。）による面接において、稼働能力はあるものの、自己の健康管理や規則正しい生活ができない、対人関係が苦手、自分に自信がない、就労に対する意欲や能力が低い等の課題を抱える者
- 2 事業受託者は、前項に該当する者について、次の手続により支援対象者を選定するものとする。
 - (1) 事業受託者は、面接により対象となる生活保護受給者を選定し、本事業の目的、援助方針等について、生活保護受給者に十分説明した上で、本人の意向を確認し、参加に関する同意を得た上で、久留米市生活保護受給者就労準備支援事業参加申込書（様式第1号）の提出を求める。
 - (2) 事業受託者は久留米市生活保護受給者就労準備支援事業参加申込書（第1号様式）の提出のあった翌月10日迄に、久留米市生活保護受給者就労準備支援事業参加申込一覧（第2号様式）を付して提出する。久留米市は久留米市生活保護受給者就労準備支援事業に係る選定通知書（第3号、第4号様式）を作成し、本人及び事業受託者に対して通知する。
 - (3) 事業受託者は、支援対象者を久留米市生活保護受給者就労準備支援事業支援対象者台帳（第5号様式）に登録する。

(事業の内容)

第6条 本事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 事業受託者は、家庭訪問又は面接を実施し、久留米市の協力を得て、支援対象者の就労に対する意識等を把握した上で、生活歴・年齢・日常の生活習慣の定着度等に応じた詳細な支援のための面接及びアセスメントを行い、久留米市生活保護受給者就労準備支援事業支援対象者アセスメント表（第6号様式）を作成し、その支援対象者が抱える問題点を把握する。
- (2) 事業受託者は、支援対象者が事業に参加するに当たって、支援対象者が事業へ参加するまでに、支援プロセスと到達度が明確となるよう、アセスメントした内容に沿って、支援対象者等の細かな課題分析とその対応策を整理し、1ヶ月から数ヶ月を単位とする目標を設定し、ケースワーカー等と協議を行った上で、久留米市生活保護受給者就労準備支援事業就労準備支援プログラム（計画書）（第7号様式）を作成し報告する。
- (3) 事業受託者は、支援対象者に対し社会参加等の自立支援に必要な具体的な支援策のひとつとして、ボランテ

ィア等社会参加活動または就労体験の場所を確保すること。

- (4) 事業受託者は、その専門性をもって、支援対象者へのカウンセリングや面接による対人援助技術により、支援を実施する間、継続的に次の内容の支援を実施する。
 - ア 支援対象者が日常的な生活習慣を身につけるための支援に関すること。
 - イ 就労に向けた意欲の喚起に関すること。
 - ウ 社会的なつながりをもつための支援に関すること。
 - エ 第3号の規定により確保された場所における支援対象者の活動状況を把握するための現地訪問・同行
 - オ その他の支援対象者への自立支援に関すること。
- (5) 事業受託者は、支援対象者が健康や食生活、コミュニケーション能力、金銭管理等の日常生活・社会生活に関して必要な知識を習得することを目的とした講習会・研修会を開催する。
- (6) 事業受託者は、支援対象者へのアセスメント等を踏まえ、支援対象者の就労能力の向上を目的に必要に応じて資格取得講座を開催することができる。
- (7) 事業受託者は、久留米市生活保護受給者就労準備支援事業支援対象者出席記録表（第8号様式）、並びに久留米市生活保護受給者就労準備支援事業ボランティア等社会参加活動及び就労体験の場の提供実施状況（第9号様式）及び久留米市生活保護受給者就労準備支援事業ボランティア等参加実績報告書（第10号様式）、並びに久留米市生活保護受給者就労準備支援事業就労支援プログラム（評価表）（第11号様式）を作成し、事業を実施した翌月10日までに、久留米市へその他必要となる資料を添えて報告する。

（支援の期間）

第7条 本事業における支援期間は、原則として支援開始日から起算して12ヶ月間とし、12ヶ月間経過時に継続して利用意思がある場合は、改めて利用申込を求める。なお運用にあたっては、当初支援開始日から起算して24ヶ月間を目処とし、25ヶ月目以降の期間の延長については、支援対象者の意思や支援の必要性等を考慮し、ケースワーカー等と協議の上決定する。

（支援の中止及び終了）

第8条 事業受託者は、次に掲げる場合は、久留米市の承認を得て、支援を中止するものとする。

- (1) 支援対象者が中止を申し出た場合
 - (2) その他事業受託者が支援の継続が困難と判断した場合
- 2 事業受託者は、支援の中止を決定した場合、久留米市へ速やかに報告するものとし、久留米市は久留米市生活保護受給者就労準備支援事業に係る中止決定通知書（第12号及び第13号様式）により、支援対象者及び事業受託者へ通知する。
 - 3 事業受託者は、支援期間の満了等により支援を終了した場合は、久留米市に対して久留米市生活保護受給者就労準備支援事業に係る終了報告書（第14号様式）により報告するものとする。

（職員の配置）

第9条 事業受託者は、本事業の実施に当たっては、次に掲げる職員を配置することとする。

- (1) キャリアカウンセラーや社会福祉士等の有資格者で、かつ、類似の就労支援事業等の経験を有する者
- (2) 国が実施する研修の受講者（受講予定者を含む）。

（実施上の留意点）

- 第10条 本事業の実施に携わる職員は、支援対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業受託者は、ケースワーカー等に協力を得て定期的に支援対象者の状況把握を行い、必要に応じてプログラムの見直しを行うこととし、見直しを行った場合は、速やかに見直し後の支援プログラムをケースワーカー等へ提出すること。
 - 3 事業受託者は、本事業の実施に当たって久留米市及び公共職業安定所並びに支援対象者の活動場所を提供する団体等と十分な連携を図ること。
 - 4 「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付け社援地発第0306第1号厚生労働省社会・援護局地

域福祉課長通知) に添って運営すること。

(業務の報告)

第11条 事業受託者による業務報告については、別に定める。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業を行うに当たって必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表 (第11条関係)

報告様式	報告期限		報告先
様式第7号	支援開始前まで		市長
様式第2号 様式第8号 様式第9号 様式第10号 様式第11号	当該末日の属する月の翌月10日まで		
様式第14号	支援の終了後10日以内		
契約時に別途定める様式	毎月末日までの分	当該末日の属する月の翌月の10日まで	
	委託期間の末日までの分	委託期間末日まで	

久留米市被保護者就労準備支援事業参加申込書

私は、久留米市被保護者就労準備支援事業の内容について説明を受け、同事業の目的等に賛同しました。ついては、同事業への参加を申し込みますので、よろしくをお願いします。

また、参加申し込みにあたっては、同事業の目的を達成するために必要な範囲内で、久留米市が把握している私の個人情報を事業受託者に対して提供すること、及び事業受託者が新たに把握した私の個人情報を、久留米市に対して提供することに同意します。

令和 年 月 日

久留米市長 様

(申込者)

住 所

氏 名

連絡先

(緊急時連絡先)

氏 名

携帯番号

申込者との続柄

久留米市被保護者就労準備支援事業参加申込一覧 (月)

No.	受付番号 対象者氏名	生年月日	住所	担当CW	初回見学日	利用開始日
1					.	.
2					.	.
3					.	.
4					.	.
5					.	.
6					.	.
7					.	.
8					.	.
9					.	.
10					.	.

(第3号様式)

第 年 月 号
日

(住所)
(本人氏名) 様

久留米市長

久留米市被保護者就労準備支援事業に係る選定通知書

年 月 日付けで提出のあった「久留米市被保護者就労準備支援事業参加申込書」に基づき、あなたを「久留米市被保護者就労準備支援事業」の支援対象者として選定しましたので通知します。

今後は、久留米市から本事業を受託している下記の者と共に、支援を行っていきますので、併せてお知らせします。

記

事業受託者：
代表者氏名：
連絡先：
支援開始日：

(問い合わせ先)

久留米市健康福祉部生活支援第 課
担当者：
連絡先：

(第4号様式)

第 年 月 日

(受託事業者) 様
(代表者氏名) 様

久留米市長

久留米市被保護者就労準備支援事業に係る選定通知書

このことについて、下記の者を、「久留米市被保護者就労準備支援事業」の支援対象者として選定しましたので通知します。

記

住 所 :
氏 名 :
連絡先 :

※自立支援プログラム作成に当たっての参考情報
別添「本人の現状・課題等整理」のとおり

(問い合わせ先)

久留米市健康福祉部生活支援第 課
担当者 :
連絡先 :

久留米市被保護者就労準備支援事業 支援対象者アセスメント表

○受付番号		○作成年月日	令和	年	月	日
○支援対象者		○生年月日	年	月	日(歳)
○住所	久留米市			○電話番号		
○ケース番号		○世帯主氏名			○性別	男・女
○担当CW名						
○世帯構成						
○支援対象者の生活歴、職歴等						
時期		就職先(業務内容)		正規 非正規	平均月収	
年 月～年 月					円	
年 月～年 月					円	
年 月～年 月					円	
年 月～年 月					円	
年 月～年 月					円	
○資格						
○就労に対する本人の意向						
○身体の状態						
○育児・介護等						
・その他						

チェックリスト

	項目	年	月	日
Ⅰ 生活自立	1. 規則正しい生活リズムがある	1	2	3
	2. 規則正しく食事をとることができる	1	2	3
	3. 掃除、調理、買物などができる	1	2	3
	4. 身だしなみがきちんとしている	1	2	3
	5. 計画的にお金を使うことができる	1	2	3
	6. 定時に通うことができる	1	2	3
Ⅱ 社会自立	1. あいさつができる	1	2	3
	2. その場に応じた会話ができる	1	2	3
	3. 相手や場に応じた言葉使いができる	1	2	3
	4. 表情・ジェスチャー等でコミュニケーションがとれる	1	2	3
	5. 他人と協調できる	1	2	3
	6. 外出し、他者との関わりがある	1	2	3
	7. 人と共同して作業ができる	1	2	3
	8. 作業意欲がある	1	2	3
	9. 一般就労への意欲がある	1	2	3
Ⅲ 就労自立	1. 働く場のルールを理解している	1	2	3
	2. 仕事の報告ができる	1	2	3
	3. 欠勤、遅刻などを連絡できる	1	2	3
	4. 欠勤、遅刻、早退がない	1	2	3
	5. 積極的に作業に取り組む	1	2	3
	6. 期待されている作業速度である	1	2	3
	7. 慣れるに従い、作業能率の向上がみられる	1	2	3
	8. ミスなく作業できる	1	2	3
	9. 危険な状況が判断でき対処できる	1	2	3
	10. 作業環境の変化に対処できる	1	2	3

- 1:できる。または、問題ない
 2:できるが、時々(週数回程度)問題がある
 3:できない。または、頻繁に問題がある。

久留米市被保護者就労準備支援事業 就労準備支援プログラム【計画書】

作成日	
事業者名	
担当者	

ふりがな 氏名	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)
職歴	
就労に対する本人の意向	

本人が希望する就労内容 ※本人記載欄

最終的な目標設定及び支援方針 ※本人と担当者と調整の上

支援開始時の本人の状況と課題	
①生活自立	状況: 課題:
②社会自立	状況: 課題:
③就労自立	状況: 課題:

課題	長期目標	短期目標	期間	支援内容	備考

本人同意欄

【留意事項】

- ① 所定の作業日、作業時間に、作業に従事するか否かは、対象者の自由であること。また、所定の作業量について、所定の量を行うか否かについても、対象者の自由であること。
- ② 作業時間の延長や、作業日以外の日における作業指示が行われないこと。
- ③ 所定の作業時間内における受注量の増加等に応じた、能率を上げるための作業の強制が行われないこと。
- ④ 欠席・遅刻・早退に対する手当の減額制裁がないこと(実作業時間に応じた手当を支給する場合には、作業しなかった時間分以上の減額をすることがないこと。)
- ⑤ 作業量の割当、作業時間の指定、作業の遂行に関する指揮命令違反に対する手当等の減額等の制裁がないこと。

※計画内容については、月次の評価により、適宜見直しを行うこととする。

久留米市被保護者就労準備支援事業
ボランティア等社会参加活動及び就労体験の場の提供実施状況

年 月

第1回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第2回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第3回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第4回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第5回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第6回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第7回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第8回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	

(裏面)

第9回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第10回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第11回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第12回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第13回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第14回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第15回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第16回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	
第17回 (/)	支援内容・場所等 参加者氏名	

久留米市被保護者就労準備支援事業
ボランティア等参加実績報告書

久留米市長 殿

年 月分

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
31日									

年 月 日

事業者

代表者 (印)

(第12号様式)

第 年 月 日

(住所)
(本人氏名) 様

久留米市長

久留米市被保護者就労準備支援事業に係る中止決定通知書

年 月 日付け(番号)「久留米市被保護者就労準備支援事業に係る選定通知書」に基づき支援を開始した「久留米市被保護者就労準備支援事業」については、下記の理由により支援の中止を決定しましたので、通知します。

記

支援の中止理由

(問い合わせ先)

久留米市健康福祉部生活支援第 課
担当者：
連絡先：

(第13号様式)

第 年 月 日

(受託事業者) 様
(代表者氏名) 様

久留米市長

久留米市被保護者就労準備支援事業に係る中止決定通知書

年 月 日付け(番号)「久留米市被保護者就労準備支援事業に係る選定通知書」に基づき支援を開始した「久留米市被保護者就労準備支援事業」については、下記の理由により支援の中止を決定しましたので、通知します。

記

住 所 :
本人氏名 :
支援の中止理由 :

(問い合わせ先)

久留米市健康福祉部生活支援第 課
担当者 :
連絡先 :

年 月 日

久留米市長 殿

(受託事業者)
(代表者氏名)

印

久留米市被保護者就労準備支援事業に係る終了報告書

年 月 日付け(番号)「久留米市被保護者就労準備支援事業に係る選定通知書」に係る支援対象者について、下記のとおり支援を終了いたしましたので御報告します。

記

- 支援対象者
住 所 :
本人氏名 :

- 支援終了日
年 月 日

- 支援の終了理由及び主な成果について
終了理由

当初の目標	到達度	今後の留意点

※第6号、第10号様式の内容を基に記載をお願いします。

(問い合わせ先)
担当名 :
連絡先 :